

ご協力ください

死亡した野鳥を 見つけたら

県では、高病原性鳥インフルエンザの発生に迅速に対応するため、死亡野鳥等調査を実施しています。

同じ場所でたくさんの鳥が死亡している等、高病原性鳥インフルエンザが疑われる時は、県で検査を行う場合がありますので、下記連絡先までお知らせください。

連絡の必要がない場合

下記の「連絡の必要がある場合」以外(スズメ・ハト・カラスが1羽死亡している等)は、連絡の必要はなく、死亡した野鳥は、各市町村のごみ分別収集方法に従って処分いただいで構いません。

連絡の必要がある場合

- 同じ場所でたくさんの鳥が外傷なく死亡している
- 猛禽類(ワシ・タカ・フクロウ等)や水鳥(カモ・ハクチョウ・カイツブリ等)が外傷なく死亡している
- その他、周辺の状況から異常と考えられる場合

※野鳥は、体内や羽毛などに細菌や寄生虫などの病原体があることがあります。死亡した野鳥は素手で触らないでください。

※野鳥は、餌が採れずに衰弱死したり、環境の変化に耐えられず死んでしまうこともあります。野鳥が死んでいても、直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。

※鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との密接な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。日常においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ過度に心配する必要はありません。

☎連絡先

■横浜市、川崎市で発見した場合

環境農政局緑政部自然環境保全課野生生物グループ
(045)-210-4319 (直通)
時間外は (045)-210-1234

■横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町で発見した場合

横須賀三浦地域県政総合センター環境部みどり課
(046)-823-0210 (代表)

■相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村で発見した場合

県央地域県政総合センター環境部環境調整課
(046)-224-1111 (代表)

■平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町で発見した場合

湘南地域県政総合センター環境部環境調整課
(0463)-22-2711 (代表)

■小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町で発見した場合

県西地域県政総合センター環境部環境調整課
(0465)-32-8000 (代表)